

1 税率一覽表

[illegible]

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	均等割 資本金等の額（資本金の額又は出資金の額に資本積立金額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）。以下同じ）が50億円を超える法人（公共法人等を除く） 年 800,000円 (840,000円) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 540,000円 (567,000円) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 130,000円 (136,500円) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 50,000円 (52,500円) その他の法人 年 20,000円 (21,000円) ()の税額は、平成21年4月1日以降開始する事業年度から適用 法人税割 $\frac{5}{100}$ 〔平成7年9月1日から平成22年8月31日まで に終了する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年 1,500万円超のもの〕 $\frac{5.8}{100}$	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等で均等割のみを課されるもの　4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1．公益社団法人又は公益財団法人 2．地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3．特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4．天災その他特別の事情により被害を受けた者	
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		
配当割	支払を受け一定の上場株式等配当等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及 び 減 免 事 項	免税点
株式等 譲渡所 得割	$\left[\begin{array}{l} \text{平成16年1月1日から} \\ \text{平成23年12月31日まで} \\ \text{の間に支払を受ける一} \\ \text{定の上場株式等の配当} \\ \text{等} \end{array} \right] \frac{3}{100}$ $\left[\begin{array}{l} \text{平成16年1月1日から} \\ \text{平成23年12月31日まで} \\ \text{の間に行われた一定の} \\ \text{特定口座における上場} \\ \text{株式等の譲渡による所} \\ \text{得等} \end{array} \right] \frac{3}{100}$	左に同じ	翌年の1月10日		
事業税 個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5 及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において 事業を廃止したと き 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規 定による生活扶助 又は生業扶助を受 ける者 2. 過疎地域内にお いて租税特別措置 法第12条第1項の 表の第1号の規定 の適用を受ける設 備であって、条例 の規定によるもの 3. 過疎地域内にお いて畜産業又は水 産業を行う者で条 例の適用を受ける もの (減免) 下記のうち知事が 必要と認める者 (1) 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 (2) 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者 (3) 法施行令第7条 各号に掲げる障害 者で生活が困難で あるもの (4) (2)及び(3)以外 の者で生活が困難 であるため事業税 の負担が著しく困 難であるもの	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及 び 減 免 事 項	免税点
法人	(1) 電気供給業 } を行う ガス供給業 } 法人 保 險 業 } 収入金額の $\frac{0.7}{100} \left(\frac{0.739}{100} \right)$ (2) その他の事業を行う法人 特別法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以 下の金額の $\frac{2.7}{100} \left(\frac{2.85}{100} \right)$ 所得のうち年400万円を 超える金額及び清算所得 の $\frac{3.6}{100} \left(\frac{3.738}{100} \right)$ 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 対する税率 $\frac{0.4944}{100}$ 資本割 資本金等の額の $\frac{0.206}{100}$ 所得割 所得のうち年400万円以 下の金額の $\frac{1.614}{100}$ 所得のうち年400万円を 超え800万円以下の金額 の $\frac{2.365}{100}$ 所得のうち年800万円を 超える金額及び清算所得 の $\frac{3.116}{100}$ 三以上の都道府県におい て事務所又は事業所を設 けて事業を行う法人 所得及び清算所得の $\frac{3.116}{100}$ その他の法人 [(3)を除く] 所得のうち年400万円以 下の金額の $\frac{2.7}{100} \left(\frac{2.85}{100} \right)$	左に同じ	1. (法第72条の 25第1項又は法 第72条の28第1 項の法人) 各事業年度終 了の日から2か 月 ただし、法第 72条の25第2項 により知事の認 めたものはその 指定した日 会計監査人の監 査を受けなければ ならないこと 等の理由により 決算が確定しな いため上記期間 中に申告納付で きない場合には 知事の承認によ り3か月以内 2. (法第72条の 26第1項の法人) 事業年度開始 の日から6か月 を経過した日か ら2か月 3. (法第72条の 29第1項の法人) 各事業年度終 了の日から2か 月 4. (法第72条の 30第1項の法人) 残余財産分配 の日の前日 5. (法第72条の 31第1項の法人) 残余財産の確 定した日から1 か月	(免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 45条第1項の表の第 1号の規定の適用を 受ける設備であって、 条例の規定によるも の	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免税点
	所得のうち年400万円を 超え800万円以下の金額 の $\frac{4}{100}(-\frac{4,219}{100})$ 所得のうち年800万円を 超える金額及び清算所得 の $\frac{5.3}{100}(-\frac{5,588}{100})$ (3) 三以上の都道府県におい て事務所又は事業所を設け て事業を行う法人で資本金 の額又は出資金の額が 1,000万円以上のもの 特別法人 所得及び清算所得の $\frac{3.6}{100}(-\frac{3,798}{100})$ その他法人 所得及び清算所得の $\frac{5.3}{100}(-\frac{5,588}{100})$ 〔 () は平成10年2月 1日から平成22年1月 31日までに終了する事 業年度分について、資 本金の額又は出資金の 額が1億円超のもの、 又は所得が年5,000万 円超(収入金額を課税 標準とするものにあっ ては4億円超)のもの に適用する。 〕				